

### この本で、難解な法体系が一目瞭然！

地方自治法は、300以上に及ぶ膨大な条文数と複雑な内容が絡み合うため、勉強するのが並大抵の苦労では済みません。実際に、六法を開きブラッと書き連ねられている法の文言を見るだけで、戦意喪失してしまう人が後を絶たないのは、非常に残念なことです。

入門書や参考書は、ちまたに溢れていますが、文章を中心とした解説では、読者がなかなか理解できないのが実状だと思います。今までも、特に地方自治体の昇任試験を受験する方から、「わかりやすい本が欲しい」というご要望が多数寄せられてきました。

そこで当研究会では、そんな皆さんの期待にお応えするべく、満を持して本書を企画・制作し、大好評を得ています。特徴は次のとおりです。

- ① 膨大な地方自治法の全容を36項目に分けて、図表を用いて完全整理しています。
- ② 知りたいところがひと目でわかるよう、目次構成と本文デザインに工夫の限りを尽くしています。
- ③ 特に、直接請求、住民訴訟、国又は都道府県の関与などの複雑な手続については、一連の流れが把握できるように、順を追って掲載しています。

「参考書の字づらをひたすら追うことに疲れた」「もうサジを投げたい」というアナタ、本書があれば、もう大丈夫です。この本を一読するだけで、目からウロコになること請け合いです。

今回の改訂では、令和6年に公布されたDXの進展を踏まえた対応や、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例、指定地域共同活動団体の指定など地方自治法改正にキメ細かく対応しており、当研究会が地方自治法攻略の「最後の切り札」「合格へのエース」として、送り出す自信作なのです！

この1冊をフルに活用して、一人でも多くの方が「大願成就」されることを期待いたします。

令和7年4月

地方公務員昇任試験問題研究会

## 本書の効果的な使い方——地方自治法の賢い勉強法

地方自治法は、地方自治の王道をいく基本中の基本たる法律です。このため、真面目な人ほど、きちんと勉強しようと気負い過ぎ、学者の書いた参考書や、受験用でも文章ばかりのわかりにくいテキストに手を出してしまいます。

その一方で、効率的に勉強しようという意識が過剰な人は、問題集ばかりやろうとするような「手抜き」に走ります。これでは、せっかく得た知識もすぐ忘れることになりかねず、得策とは言えません。

そこで、本書では、読者の皆様に、地方自治法を賢く学べる秘訣をお教えしましょう。これは、本書の有効な使い方にもつながります。

### ■勉強の手順

#### ①制度の大枠を押さえる

本書『完全整理 図表でわかる地方自治法』を通読し、重要部分にラインマーカーで印を付ける。

#### ②本書を丁寧に読み込み、暗記必須箇所はカード化するなど工夫を図る

#### ③問題を解く

市販の問題集等を使用するとよいでしょう。ただし、あれやこれや買い込まず、1冊を最低3回はやってみましょう。択一試験対策としては、各肢ごとに正否を○×で記入し、間違えた箇所は本書でチェックします。何度も×が付く肢は、理解できるまで粘りましょう。

また、問題集に当たる際には、時間を計って解く訓練をしましょう。あなたの受ける試験は何分あって、その範囲で何問出題されるのかが事前にわかれば、1題当たり何分何秒で解けばよいか、計算すれば簡単に割り出せるはずです。ある程度時間をかければ解けて当然ですが、試験の場合は制限時間内に解けるかが問われるからです。

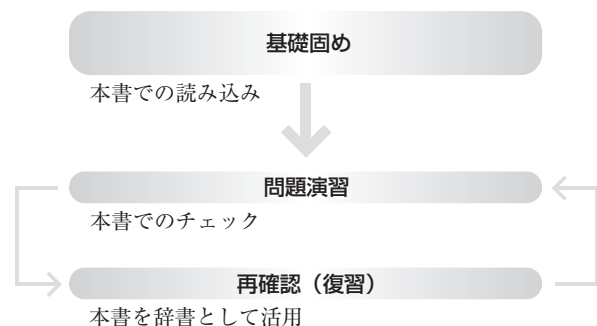
#### ④判例・行政事例に注意する

地方自治法の場合、判例・行政事例の中からも出題されるケースがあり、条文だけに気をとられていると、思わぬ落とし穴にはまります。詳しく勉強したい方なら『地方自治ポケット六法』（学陽書房）の中に、青い字で書かれている部分があるので、一読するとよいでしょうが、基本的なものなら、本書に掲載していますので、本書を読み込めば十分だと思います。

#### ⑤復習にも本書を活用する

問題集に取り組む段階に入ったら、知識をより確実なものにする方法として、本書を辞書代わりに活用しましょう。間違いの原因やその問題と関連する項目、さらに覚えておいた方がよい事柄などが、体系的に身につくはず。本書は、最初の基礎固めに使えるだけでなく、知識の再確認・定着にも最適なのです。

## ■本書を活用した地方自治法勉強のサイクル



## ■時間を生み出す知恵と工夫

### ①暗記に便利なカード作戦

法律には、どうしても理屈抜きで覚えてしまわなければならない暗記ものがあります。これは、机に向かっているだけでは、なかなか頭に入りません。

そこで、要点だけを単語カードにまとめる方策が、古い手法のようでは、意外と威力を発揮します。このとき、法律の条文や参考書から書き写してはいけません。文章を読んだり解釈する時間が無駄になるだけだからです。

ではどうするかと言えば、本書を活用するのです。例えば、本書の57ページにある議会の特別議決は、箇条書きに整理していますので、そのままカードに写すなどして、ズボンのポケットにでも入れて持ち歩くとよいでしょう。これだと通勤中の電車、仕事の合間、会議の待ち時間と、あらゆる場面で取り出して、見るのが可能というわけです。

### ②簡略化して覚える

暗記は時間との闘いのため、なるべく覚えやすい方法を研究しましょう。

例えば、上述の57ページの特別議決は、カードの表に「事・秘・格・拒否・施設」と書き、裏に「出席議員の2/3以上の同意」と書きましょう。事とは、事務所の「事」、秘とは、秘密の「秘」、格とは、資格の「格」、拒否とは、一般的拒否権の「拒否」、施設とは、条例で定める特に重要な公の施設の「施設」のことです。また、表に「主要・除名・不信任」と書けば、裏は「2/3以上の出席で、3/4以上の同意」と書きます。意味は、改めて書くまでもないでしょう。このように、物事は単純、シンプルにすることで、覚えることが容易になりますので、皆様も自分に合った簡略化を考えてみてください。

## 目 次

|          |                               |    |
|----------|-------------------------------|----|
|          | 第6次改訂にあたって                    | 3  |
|          | 本書の効果的な使い方——地方自治法の賢い勉強法       | 4  |
| <b>1</b> | <b>地方自治法の目的、地方公共団体の種類・名称等</b> |    |
|          | 地方自治法の目的                      | 14 |
|          | 地方公共団体の種類                     | 14 |
|          | 地方公共団体における事務所の位置の設定又は変更       | 14 |
|          | 地方公共団体の名称                     | 15 |
|          | 地方公共団体の休日                     | 15 |
| <b>2</b> | <b>地方公共団体の区域</b>              |    |
|          | 区域の変更                         | 16 |
|          | 都道府県の廃置分合・境界変更                | 18 |
|          | 市町村の廃置分合・境界変更                 | 18 |
|          | 市町村の境界の調停・裁定・決定               | 20 |
|          | 市町村の適正規模の勧告                   | 21 |
|          | 市・町の要件                        | 21 |
| <b>3</b> | <b>事 務</b>                    |    |
|          | 自治行政権                         | 22 |
|          | 国と地方公共団体の役割分担                 | 22 |
|          | 地方公共団体の事務                     | 23 |
|          | 都道府県・市町村の事務処理                 | 25 |
|          | 条例による事務処理の特例                  | 26 |
|          | 事務処理の原則                       | 28 |
|          | 事務の代替執行                       | 28 |
|          | 都と特別区の事務処理                    | 29 |
| <b>4</b> | <b>住民・選挙</b>                  |    |
|          | 住民の定義                         | 30 |
|          | 住民の権利・義務                      | 30 |
|          | 住民基本台帳                        | 30 |
|          | 日本国民たる普通地方公共団体の住民の権利          | 31 |
| <b>5</b> | <b>条例・規則</b>                  |    |
|          | 自治立法権                         | 32 |
|          | 条例の制定                         | 32 |
|          | 規則の制定                         | 34 |
|          | 条例・規則の効力                      | 35 |
|          | 条例・規則の罰則                      | 35 |
| <b>6</b> | <b>直接請求</b>                   |    |
|          | 種類としくみ                        | 36 |

|           |                                 |    |
|-----------|---------------------------------|----|
| <b>7</b>  | <b>署名収集の諸則</b>                  |    |
|           | 請求代表者                           | 38 |
|           | 収集期間                            | 38 |
|           | 収集制限期間                          | 38 |
|           | 署名の無効                           | 38 |
|           | 関係人の出頭・証言                       | 38 |
|           | 代 筆                             | 38 |
|           | 署名の審査                           | 39 |
|           | 署名の効力に関する争訟                     | 40 |
|           | 署名に関する罰則                        | 42 |
| <b>8</b>  | <b>議 会</b>                      |    |
|           | 位置づけ                            | 44 |
|           | 議 員                             | 44 |
|           | 議会の権限                           | 47 |
|           | 議会の運営                           | 52 |
|           | 会 議                             | 56 |
|           | 事務局                             | 61 |
|           | 雑則                              | 61 |
| <b>9</b>  | <b>執行機関</b>                     |    |
|           | 事務管理・執行の責任                      | 62 |
|           | 執行機関の組織                         | 62 |
|           | 委員会・委員                          | 63 |
| <b>10</b> | <b>地方公共団体の長</b>                 |    |
|           | 位置づけ                            | 64 |
|           | 地 位                             | 64 |
|           | 長の権限                            | 65 |
|           | 長の担回事務                          | 66 |
|           | 長の権限の代行                         | 66 |
|           | 財務に関する事務等の適正な管理・執行を確保するための方針策定等 | 68 |
|           | 長の総合調整権                         | 70 |
|           | 他の執行機関との関係                      | 71 |
| <b>11</b> | <b>長と議会の関係</b>                  |    |
|           | 再議制度                            | 72 |
|           | 不信任議決と解散                        | 74 |
|           | 長の専決処分                          | 75 |
| <b>12</b> | <b>長の補助機関等</b>                  |    |
|           | 副知事（都道府県）・副市町村長（市町村）            | 76 |
|           | 会計管理者                           | 76 |
|           | 出納員・会計職員                        | 77 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| その他の職員                    | 78  |
| 専門委員                      | 78  |
| 附属機関                      | 78  |
| 支庁・地方事務所・支所等              | 79  |
| 行政機関                      | 79  |
| 国の地方行政機関                  | 79  |
| 地域自治区の設置                  | 80  |
| 地域協議会の設置                  | 81  |
| <b>13 行政委員会・委員</b>        |     |
| 設 置                       | 82  |
| 地 位                       | 82  |
| 委員会及び委員の権限に属しない事項         | 82  |
| 委員会等の事務委任等                | 82  |
| 主要な委員会等制度一覧               | 83  |
| 選挙管理委員会                   | 84  |
| 監査委員                      | 85  |
| 監査委員による監査                 | 87  |
| <b>14 兼業禁止制度</b>          | 90  |
| <b>15 兼職禁止制度</b>          | 92  |
| <b>16 除斥制度・親族の就職禁止制度</b>  |     |
| 除斥制度                      | 94  |
| 親族の就職禁止制度                 | 96  |
| <b>17 給与その他の給付</b>        |     |
| 議員及び非常勤職員                 | 98  |
| 常勤職員、短時間勤務職員、種別②の会計年度任用職員 | 98  |
| 給与等の支給制限                  | 99  |
| 出頭した選挙人その他の関係人等           | 99  |
| 給与等に対する審査請求               | 99  |
| <b>18 財 務</b>             |     |
| 会計及び予算                    | 100 |
| 収 入                       | 103 |
| 支 出                       | 112 |
| 決 算                       | 114 |
| 現金及び有価証券                  | 115 |
| 時 効                       | 115 |
| 契 約                       | 116 |
| <b>19 財 産</b>             |     |
| 財産の管理・処分                  | 120 |

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 財産の区分                      | 120 |
| 公有財産                       | 121 |
| 物 品                        | 125 |
| 債 権                        | 125 |
| 基 金                        | 126 |
| <b>20 住民監査請求</b>           |     |
| 請求の対象                      | 127 |
| 請求の方法                      | 127 |
| 請求上の規定                     | 128 |
| <b>21 住民訴訟</b>             |     |
| 訴訟の対象                      | 131 |
| 訴訟期間                       | 132 |
| その他の規定                     | 132 |
| 損害賠償又は不当利得返還の請求訴訟          | 133 |
| <b>22 職員の賠償責任</b>          |     |
| 対象と行為                      | 135 |
| 賠償等の手続                     | 137 |
| 審査請求                       | 138 |
| 長等の損害賠償責任の一部免責             | 138 |
| <b>23 公の施設</b>             |     |
| 定 義                        | 139 |
| 設置・管理・廃止                   | 139 |
| 区域外設置等                     | 141 |
| 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求 | 142 |
| <b>24 情報システム</b>           |     |
| 情報システムの利用に係る基本原則           | 143 |
| <b>25 国又は都道府県の関与等</b>      |     |
| 関与の種類                      | 145 |
| 関与の基本理念                    | 146 |
| 関与の基本原則                    | 147 |
| 技術的助言・勧告、資料の提出要求           | 148 |
| 事務別関与の可否                   | 148 |
| 是正の求めの3形態                  | 149 |
| 是正の要求                      | 150 |
| 是正の勧告                      | 151 |
| 是正の指示                      | 152 |
| 代執行                        | 153 |
| 代執行までの手続                   | 154 |
| 処理基準                       | 156 |

|           |                       |     |
|-----------|-----------------------|-----|
| <b>26</b> | <b>国又は都道府県の関与等の手続</b> |     |
|           | 関与の手続                 | 157 |
|           | 助言・勧告の方式              | 157 |
|           | 資料提出の要求等の方式           | 157 |
|           | 是正の要求等の方式             | 158 |
|           | 協議の方式                 | 158 |
|           | 許認可等の基準               | 159 |
|           | 許認可等の標準処理期間           | 159 |
|           | 届 出                   | 160 |
|           | 国による自治事務の処理           | 160 |
|           | 国等による違法確認訴訟制度         | 161 |
| <b>27</b> | <b>国地方係争処理委員会</b>     |     |
|           | 設置及び権限                | 164 |
|           | 組織及び委員                | 164 |
|           | 委員長及び会議               | 166 |
|           | 審査手続                  | 166 |
| <b>28</b> | <b>自治紛争処理委員</b>       |     |
|           | 処理事務                  | 170 |
|           | 組織及び委員                | 170 |
|           | 調停・審査・処理方策の提示の手続      | 171 |
| <b>29</b> | <b>国の関与に関する訴え</b>     |     |
|           | 訴訟の対象及び期間             | 175 |
|           | 訴訟の手順                 | 176 |
|           | 訴訟上の規定                | 176 |
| <b>30</b> | <b>普通地方公共団体相互間の協力</b> |     |
|           | 連携協約                  | 177 |
|           | 協議会                   | 178 |
|           | 機関等の共同設置              | 179 |
|           | 職員の派遣                 | 181 |
|           | 組織の変更及び廃止の特例          | 182 |
| <b>31</b> | <b>その他の関与等</b>        |     |
|           | 組織及び運営の合理化に係る関係       | 183 |
|           | 財務に係る実地検査             | 183 |
|           | 市町村に関する調査             | 184 |
|           | 臨時代理制度                | 184 |
| <b>32</b> | <b>大都市等に関する特例</b>     |     |
|           | 大都市に関する特例             | 185 |
|           | 中核市に関する特例             | 191 |

|           |                                                     |     |
|-----------|-----------------------------------------------------|-----|
| <b>33</b> | <b>国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における<br/>国と普通地方公共団体との関係等の特例</b> |     |
|           | 資料・意見の提出要求（法 252 条の 26 の 3）                         | 192 |
|           | 事務処理の調整の指示（法 252 条の 26 の 4）                         | 192 |
|           | 生命等の保護措置に関する指示（法 252 条の 26 の 5）                     | 193 |
|           | 普通地方公共団体相互間の応援要求（法 252 条の 26 の 6）                   | 194 |
|           | 都道府県による応援要求及び指示（法 252 条の 26 の 7）                    | 195 |
|           | 国による応援要求及び指示等（法 252 条の 26 の 8）                      | 196 |
|           | 職員派遣のあっせん（法 252 条の 26 の 9）                          | 199 |
|           | 職員の派遣義務（法 252 条の 26 の 10）                           | 199 |
| <b>34</b> | <b>外部監査契約制度</b>                                     |     |
|           | 外部監査契約                                              | 200 |
|           | 外部監査契約を締結できる者                                       | 200 |
|           | 外部監査契約を締結できない者                                      | 201 |
|           | 外部監査人に関する各種規定                                       | 202 |
|           | 包括外部監査契約                                            | 204 |
|           | 個別外部監査契約                                            | 206 |
| <b>35</b> | <b>特別地方公共団体</b>                                     |     |
|           | 特別区                                                 | 210 |
|           | 地方公共団体の組合                                           | 215 |
|           | 財産区                                                 | 223 |
| <b>36</b> | <b>補 則</b>                                          |     |
|           | 所管知事の決定等                                            | 226 |
|           | 人口の定義                                               | 226 |
|           | 法定受託事務に係る審査請求                                       | 227 |
|           | 過料処分についての告知                                         | 227 |
|           | 違法な権利侵害の是正手続                                        | 228 |
|           | 長等の失職に係る審査請求等の裁決等の手続                                | 228 |
|           | 審査の裁決期間                                             | 229 |
|           | 地縁による団体                                             | 229 |
|           | 指定地域共同活動団体                                          | 232 |
|           | 特別法の住民投票                                            | 235 |
|           | 相互救済事業経営の委託                                         | 236 |
|           | 長・議長の連合組織                                           | 236 |

## 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における 国と普通地方公共団体との関係等の特例(1)

大規模な災害、感染症のまん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態について、国と地方公共団体との関係等の特例を規定した項目です。特に通常より、国の関与の度合いが強まりますのでご注意ください。

### ■資料・意見の提出要求(法 252 条の 26 の 3)

#### 各大臣・都道府県知事・その他の都道府県の執行機関

大規模な災害、感染症のまん延その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態(以下、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」という)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に関し



対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命・身体・財産の保護のための措置(以下「生命等の保護措置」という)を講じ又は  
普通地方公共団体が講ずる生命等の保護措置について、適切と認める関与を行うため必要なら



普通地方公共団体に対し、

資料の提出  
意見の提出



を求めることが可

※各大臣は、その担任する事務に関し、市町村に対する都道府県知事その他の執行機関の、上記の資料又は意見の求めについて、必要な指示が可

### ■事務処理の調整の指示(法 252 条の 26 の 4)

#### 各大臣

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に関し



生命等の保護措置の的確・迅速な実施を確保するため



当該事態に係る都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県と区域内の市町村の事務処理の間を調整するのに必要なら



当該都道府県に対し、調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることが可



この場合は、各大臣は、当該市町村に対し、指示をした旨を通知するものとする

(通知は、都道府県知事その他の都道府県の執行機関を通じてすることが可)

※ただし、対象事務は下記のものに限る

#### 【都道府県の事務】

法律又はこれに基づく政令により、都道府県が処理することとされている事務であって、当該生命等の保護措置に係るものに限る

#### 【市町村の事務】

- ① 法律又はこれに基づく政令により、指定都市又は中核都市が処理することとされている事務
- ② 上記①に掲げる事務を除くほか、法律又はこれに基づく政令により市町村が処理することとされている事務のうち政令で定めるもの
- ③ 法 252 条の 17 の 2 第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項に規定する「条例による事務処理の特例」における、条例の定めるところにより、市町村が処理することとされている事務

### ■生命等の保護措置に関する指示(法 252 条の 26 の 5)

#### 各大臣

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生し、又は発生するおそれがある場合において



国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模・態様・地域の状況その他の状況を勘案し、その担任する事務に関し



生命等の保護措置の的確・迅速な実施を確保するため特に必要なら



閣議決定を経て、その必要な限度において



普通地方公共団体に対し、事務処理について、生命等の保護措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をする